

平成19年度予算編成について

内閣府の8月の月例経済報告によると、我が国経済の先行きは、「企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある」としている。

このような状況の中で、経済財政諮問会議が取りまとめた国の「19年度予算の全体像」では、平成19年度予算編成に向けて、特に①改革努力の継続（厳しい概算要求基準の設定）、②思い切った歳出削減、③国・地方のバランス、④将来に向けた明るい展望、⑤「歳出・歳入一体改革」の具体化、抜本的・一体的な税制改革を重視するとしている。

また、東京都においては、「平成19年度は、『今後の財政運営の指針』の初年度として、強固で弾力的な財政基盤の礎を築く重要な年」と位置づけ、今後3年間の予算要求枠はゼロ・シーリングを基本とすることとしている。

本区は、平成12年度予算編成以来、新公共経営の視点から財政運営の見直しに全庁を挙げて取り組んできた。この結果、実質単年度収支は5年連続で良好な状態を維持するとともに、区債残高を計画的に削減し、財政調整基金の残高を100億円台に乗せることができた。

しかしながら、平成19年度以降は、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止・縮小に加え、今般の税制改正に伴う個人住民税のフラット化により、本区の特別区民税にあっては大幅な減収が見込まれるなど、今後の区財政は極めて厳しい状況が想定される。

こうした中、これからの区政においては、区民の安全・安心の確保や子育て支援のための施策、区民施設の更新など、直面する課題に着実に対応することはもとより、人口減少社会への対応など、文京区の将来を見据えた取組も求められている。

区政を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応し、区民の満足度を高めていくためには、これまでの行財政改革の歩を引き続き進め、将来にわたって区財政の健全性を維持していかなければならない。

よって、平成19年度予算は、長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 重点施策

平成 19 年度予算を、『協働・協治都市 ―「文の京」の新たなステージへ―』を目指す予算と位置付け、次の 3 本の柱に沿って重点的に施策を展開し、基本構想の実現を目指していく。特に喫緊の課題である少子化対策については、昨年度に引き続き、最重点施策として取り組んでいく。

- (1) 家庭から地域へ子育ての輪を広げ、家族の笑顔があふれるまちづくり
- (2) 子どもたちの多様な個性を輝かせ、未来を見据えた教育を推進
- (3) 緑を増やし、ゆとりと潤いのある環境で、誰もがいきいき暮らせるまちづくり

2 基本的な考え方

(1) 新公共経営の理念に基づく予算編成

別紙に掲げる NPM 予算編成システムにより、限られた財源を有効に活用し、各部において自己決定、自己責任のもとで長期的な視野に立って財源確保と組織・事業の見直しを行い、あらゆる経営努力を図りながら成果主義に基づいて、真に必要な区民ニーズを早期に実現すること。

(2) 新行財政改革推進計画の確実な取組

抜本的かつ思い切った施策の見直しを図るとともに、新生文京いきいきプランについては、可能な限り平成 19 年度予算にも反映させること。また、個別計画や各事業の実施計画の見直しなども検討すること。

(3) 公有財産の有効活用

区有地等の公有財産については、協働事業や売却など、有効な活用方法を検討すること。

また、施設の利用実態を調査し、必要性や役割が薄れている施設については、廃止や統合により、他の利用目的施設への転活用等を検討すること。

3 予算編成の方針

平成 19 年度予算の編成に当たっては、施策全般について区民要望及び議会の動向を的確に把握するとともに、『「文の京」の明日を創る』文京区基本構想を着実に実現していくため、既存事業の抜本的な見直しを図る。

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しを行うなど、徹底したスクラップ・

アンド・ビルドを前提として経費を見積ること。

また、新規事業の予算化に当たっては、必ず事前に事務事業評価を実施するとともに、原則として、終期を設定すること。

イ 既存事業については、厳しく実績を踏まえることとし、各事業ごとに事務事業評価を実施するとともに、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 事務事業評価は、目標、事業コスト、成果などを細かく検証し、当該事業の必要性を区の施策全般の中で比較検討すること。その際、区民等との協働、民間委託、廃止、縮小、休止、統合など、あらゆる可能性を視野に入れて行うこと。

エ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化など、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

また、奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 公共施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画、建設から維持管理に至るまでの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、コストの縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても同様とし、一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

エ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

4 組織及び職員定数方針

平成 19 年度の組織及び職員定数方針については、次に定めるところによる。

(1) 新生文京いきいきプランにおける組織及び職員配置見直し計画については、行財政改革推進本部において決定されたものについて実施することとし、未決定のものについても、早期に決定されるように努めること。

(2) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直し等を徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(3) 退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員及び再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

NPM予算編成システムについて

1 各部局が主体的に編成する予算

各部局は、次の各項目により配分される一般財源の範囲内で、主体的に予算を編成する。したがって、特定財源も、各部局に属するものについては確保に努める。

(1) 各部枠

各部局が主体的に編成できる一般財源の額は、各部局に配分可能な一般財源を各部局の過去3か年決算の一般財源構成比により按分した額を基本とする。

(2) 政策枠

新公共経営の理念に沿った次の事業については、事業実施に必要な財源の全部又は一部を補てんすることとし、各部枠に加算する。

ア 新規・レベルアップ事業で個性ある先駆的な事業

イ NPOや民間企業等との協働事業

ウ その他経営努力を生かした新公共経営事業と認められた事業

エ 区長が政策枠経費として認めた事業

(3) 人件費インセンティブ

施設や事業の見直し等により、職員定数の削減を図った場合において、インセンティブを与えることが適当であると認めたものについては、各部枠に加算する。

(4) 複数年度インセンティブ

成果主義の観点から、平成17年度最終補正予算における減額補正の一般財源及び決算剰余金の一般財源の一部のうち、インセンティブを与えることが適当であると認めたものについては、各部枠に加算する。

2 その他の予算

職員給与費、議員・委員報酬等、公債費、予備費、調整額（一億円以上の投資的経費等）については、各部局に配分せずに予算を編成する。

3 複数年度予算方式への対応

(1) 各部局に配分された財源は、財源調整の償還、補正予算の財源又は翌年度当初予算の財源とすることができる。

(2) 新生文京いきいきプランや事業見直しによる効果が現れるまでの間、各部配分枠内で財源不足が生じた場合には、例外的な措置として、財源調整を行うことができる。